

港湾工事における総合評価落札方式の適用に係る一考察

財) 港湾空港建設技術サービスセンター 正会員 ○山縣 延文
財) 港湾空港建設技術サービスセンター 正会員 前田 泰芳
財) 港湾空港建設技術サービスセンター 藤井 研一

1. はじめに

総合評価落札方式（以下、「本方式」という。）は、入札価格と技術提案として入札者から提示された性能、機能、技術等（以下、「性能等」という。）の両方を考慮して落札者を決定できるという利点がある。

直轄港湾工事（空港工事も含む）については平成14年度から導入がはじまり、平成15年度において適用案件が拡大している。ただし、結果的に最低入札価格以外の者が落札者となる可能性がある等の点において、評価すべき性能等の設定や評価方法について十分留意する必要がある。

そこで、本研究においては、直轄港湾工事における本方式の適用の現況をまとめるとともに、港湾工事へ本方式を適用する際の評価項目の設定および評価方式の選定に関する基本的な考え方と留意すべき事項についての整理・考察を行った。

2. 港湾工事における総合評価落札方式の試行状況

直轄港湾工事の平成14年度における本方式の適用件数は22件であり、平成15年度においては適用件数は45件以上となる。適用工事は、水域施設（航路・泊地）および外郭施設（防波堤・護岸等）に係る工事が多く、本方式適用のねらいとしては、工事による一般航行船舶への影響の低減を目的として施工日数の短縮を求める評価項目を設定する事例が多く、その他、環境の維持を目的とし作業船等からの地球温暖化物質等の発生抑制を評価する事例や、省資源対策の観点から浚渫工事に伴い発生する土砂処分量の縮減を図る事例、また、港湾防災施設の設備工事においてライフサイクルコストを評価した事例等がある。

3. 総合評価落札方式における基本的な考え方および留意事項

1. で述べたように、本方式は、入札価格以外の要素を考慮できるという利点がある一方で、その適用においては、公共工事の品質の確保や効率的・効果的な社会資本整備に資すること、および、公平性・競争性の担保がなされる評価方法を設定するよう十分な留意が求められる。以下に、本方式の基本的な考え方を整理するとともに、適用上の留意事項について考察を行った。

（1）「必須評価項目」と「必須以外評価項目」の場合分け

現在、直轄工事における本方式の評価方法は、通常の予定価格以内で性能等を評価する「必須以外評価項目」と、評価により目標状態までの性能等の向上に要する費用（総合評価管理費）をコストとして反映する「必須評価項目」に大別される。ここに、両者の場合分けの基本的な考え方として、「必須評価項目」として評価する場合は、少なくとも以下の点を全て満足することが必要であり、それ以外の場合は「必須以外評価項目」による評価とせざるを得ない。

- ① 当局の設定する標準案の状態および当局の想定する目標状態が共に定量的に表現可能である
- ② 標準案の状態から目標状態を達成するために必要な費用（総合評価管理費）を工事積算と同等の精度を有する信頼性の高い方法で算定できる
- ③ 標準案の状態では、性能等に関する社会的な満足度に係る「目標とするレベル」が達成されていない
特に、③に関しては、標準案によっては「目標とするレベル」が達成されておらず、「目標とするレベル」の達成を技術提案の募集により図る必要がある（あるいは図りたい）と判断された場合に、そのための経費を総合評価管理費として予定価格に計上し、「必須評価項目」として評価することが適当であることを示してい

キーワード 港湾工事、入札契約方式、総合評価落札方式

連絡先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館3階 TEL03-3503-2803 E-mail: maeda@scopenet.or.jp

る。一方、標準案によって「目標とするレベル」は達成されているが、技術提案の募集によって更なる向上を図りたい場合は、総合評価管理費は計上せずに「必須以外評価項目」として評価する。なお、標準案の原案によって達成される性能等に関する社会的な満足度が著しく低い場合は、原案のままでは工事として発注不可能なため、設計、仕様を変更して改めて標準案を作成することが適当である。逆に、標準案によって、性能等に関する社会的な満足度が完全に達成されている場合は、技術提案を求める必要性が全くなく、工事価格のみで落札者を決定すればよい。標準案をもとに通常方式により発注することが適当である。

以下の右下図に、「必須評価項目」と「必須以外評価項目」の場合分けのイメージを示す。

(2) 総合評価落札方式の適用上の留意点

○「工事価格以外に評価する要素」の内容及びその設定理由が明確に説明できること
価格以外に評価する要素の内容（＝評価項目、評価指標等）及びその設定理由は明確に説明できる必要がある。特に、性能等に係る評価項目においては、技術提案の募集により、標準案では達成されていない性能等に係る社会的な満足度の向上を図るため、価格以外の要素によって、社会的な満足度の向上が図られるものでなければならない。

○評価項目の設定においてはまず第一に地域性を考慮すること

評価項目の設定においては、第一に当該工事の固有の特性や当該工事の行われる周辺地域の固有の事情あるいは周辺地域からの要請等の「地域性」を考慮して検討することが望ましい。その上で、当該工事の地域事情のみならず、より広域的な社会的便益の観点にも資することが出来れば更に望ましい。

○評価は請負者（元請業者）の技術力が発揮できるものとする

本方式における評価は、元請業者の技術力の発揮に係るものであることが必要である。この場合の技術力とは、元請業者が有する設計・施工・技術開発力のみならず、先駆的な施工技術や材料等を下請業者等から的確に調達し施工管理または品質管理を行う能力も含まれるものと考えられる。

4. おわりに

港湾工事は他の工事と比較して、①工事が一般市民があまり立ち入らない場所で行われるケースが多い、②従って工事の影響のうち少なくとも騒音・振動等を受ける主体は港運業者・荷役業者・船社・倉庫・工場等の場合が多く、一般市民は比較的少ない、③気象・海象の影響が大きい、④作業船の保有状況等について地域特性が強く使用資機材の調達可能性に制約がある、等の特殊性があるため、評価項目の設定方法や技術提案の可能性の有無などに十分に考慮し、本方式の適用を検討する必要がある。

